

Title	田中實教授學位請求論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.6 (1960. 6) ,p.104- 106
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600615-0104">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600615-0104</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 田中實教授學位請求論文審査要旨

### 1 主論文 信託法論

#### 2 副論文(1)信託財産の「合有性」について

##### (2)訴訟信託について

信託法論と題する本研究は、わが國における現行信託法の體系的な研究を目的とするものである。すなわち全體の構成を二部に分ち、まず第一部基本的信託においては、信託法の原理的、總論的な研究を行い、つぎに第二部特殊の信託においては、信託の應用部門ともいへべき營業信託と、現在とりわけ主要な信託業務とされている貸付信託とについて、いわば各論的考察を試みたものである。

さて第一部基本的信託の部分では、信託法の原理的考察が取扱われている。まず第一章總説において、一種の財産管理制度として信託を把握する處から、イギリス法を中心として信託の起源と歴史的發展とを跡づけ、とりわけ利潤追求手段としての信託の轉化と、そのわが國への移入の過程をも明らかにし、つぎに第二章信託の意義と種類、第三章信託行爲、第四章信託財産において、信託の特質、

法律行爲としての信託行爲の特殊性、獨立的存在としての信託財産の特殊性などを考察し、さらに第五章信託の効力において、受託者及び受益者の權利義務を中心としつつ信託法律關係の特殊性を探り、とりわけ信託違反について獨自の見解を提唱して居るのである。また最後に第六章信託の終了、第七章公益信託を附加して、現行信託法の全體を明らかにすることにとめてゐる。

第二部特殊の信託の部分では、信託の應用部門の考察が取扱われている。まず第一章營業信託では、わが國信託業の現狀に焦點を合せつつ、信託業が變則化していること、信託業法の改正の必要性があることを論じ、つぎに第二章貸付信託では、金錢信託の一種としての貸付信託の特殊性を明らかにして居るのである。

本研究は、各所において、從來の學說を批判し、獨自の理論を展開しているが、その主なるものを指摘すれば、つぎの如くである。

(1)財産管理制度としての信託——信託が財産管理の目的を有することは、古くから知られているが、ここでいわゆる代理、不在者の財産管理人、法人の清算人、親權者、後見人、相續財産の管理人、遺言執行者、破産管財人等の各種の財産管理制度と並ぶべきものとして、信託を把握することにとめてゐる。すなわち代理においては、代理人が本人の名において財産管理にあたり、不在者の財産管理人ないし破産管財人の場合には、特別の管理權(多くは法定代理

人として)が認められ、それら管理人の名において財産の管理が行われ、また信託においては、受託者の目的財産の名義を移轉し、したがつて當然に受託者の名において、財産の管理が行われると、するのである。このように信託を財産管理制度の一特殊形態として把握するのが、著者の立場である。

(2)受託者の権利——信託が財産管理のための手段であるところから、受託者の権利は、實質上、一種の管理權にほかならないとみられる。信託財産が受託者に移轉されるとしても、それは單に受託者に排他的な管理權をあたえるための法的形式にすぎない。信託財産に關する實質的な價值支配は、受益者ないし委託者にあると、考へべきである。したがつて受託者に完全に財産が移轉し、單に信託目的による管理という債務を負うにすぎないとする通説は、全く誤りであると、主張するのである。

(3)信託財産の獨立性——受託者の權利が管理權にすぎないのだから、信託財産は、形式的には受託者に歸屬していても、實質的には受託者に歸屬しないものといわなければならない。信託法によれば、信託財産は受託者の固有財産と區別され、獨立に管理されるべきものとされている。信託財産は信託目的のためにのみ存する一種の目的財産であり、事業目的のために存する組合財産、清算目的のために存する破産財團など同一の意義をもつものと、主張してい

る。

(4)複數受託者の合手的關係——複數の受託者が存する場合の信託財産の關係について、信託法は「合有トス」る旨を定めている(二四條)。從來の學説では、この「合有」を、民法理論上の共同所有の一形態としての合有と、同一視してきた。しかし、これは信託に對する無理解といふべきである。信託財産が實質的に受託者に歸屬しないものだとしたら、受託者に持分の存するはずがないからである。信託財産の合有とは、單に受託者の管理を合手的關係でなさしめるための形式にすぎないのであると、主張する。

(5)訴訟信託の法理——訴訟行爲をなさしめることを主たる目的とする信託は無効とされるが、この訴訟信託禁止の法理は、いかなる趣旨にもとづくか。從來の學説は、三百代言の防止、濫訴の弊の防止とか解していたが、全く誤解であるとする。すなわち、三百でなければ訴訟信託でもよいとする根據はないし、また濫訴がどうして法的禁止に價する弊害なのか、納得できるだけの理由はないとする。信託の形式により受託者が他人の紛争に介入し、訴訟という國家制度を通じて社會觀念上不當とみられる利益を追求しようとする處に、その根據があるものと、著者は考へている。

(6)信託違反の法的性質——受託者の義務違反が債務不履行か不法行爲かについては、從來、學説の争いがあった。つまり受託者の責

任が、單に損害賠償を内容とするのでなく、むしろ信託財産の復舊を内容とし、しかも信託財産の不法處分の場合に、受益者がその不法處分の相手方ないし轉得者に對して、取消權を行使できるという追及力がみとめられているので、この信託違反の性質の理解に學説の對立があつたわけである。最近四宮氏は、債務不履行かつ不法行為であるという見解を示したが、著者はさらに、物權侵害的要素をも併せ有するものと、主張している。その理由として、受託者が實質的に自己に歸屬しない財産を處分したという意味で、明らかに物權侵害的要素がみられるし、また受益者にみとめられた第三者への追及力を理解するためにも、そこに物權侵害による物權的請求權としての性質を附加した方が合理的だと考えられるという點を、指摘している。

以上の論述について考えるに、各論的部分についてはなお今後の研究に俟つべきものが見受けられるが、本論文を通じて示された著者の學力は法學博士の學位を受くるに充分なものとする。

昭和三十五年三月十八日

審査委員 慶應義塾大學教授 法學博士 小池 隆一

慶應義塾大學教授 法學博士 今泉孝太郎

慶應義塾大學教授 島谷 英郎

## 石川忠雄教授學位請求論文審査要旨

### 1 主論文 中國共產黨史研究

### 2 參考論文 中國憲法史

學位請求論文として提出された主著「中國共產黨史研究」(慶應通信發行)は、第一篇「中國共產黨史概観」、第二篇「中國共產黨の成立と第一次國共合作の時期」、第三篇「ソヴェト革命および抗日民族統一戦線形成の時期」、第四篇「中華人民共和國の時期」をその主要部分とする。著者は「政治的意圖によつて影響されない歴史現象の客觀的把握に努め」つつ、中國共產黨のパーティライソンの變遷と毛澤東コースの成長發展の過程とを、従来わが國の學界で殆んど本格的に行われていなかったコミンテルンの影響と革命情勢の變化との關連において研究しているが、この點が中國共產黨史の研究上著者によつて新しく開拓された分野である。

前記の計四篇は更に計十二の部分(章)に分れているが、以下、その論文の中心をなす各章について著者の示した見解とその独自の解釋とを掲記する。先づ第二篇の第一章「第一次國共合作とコミン